

(令和6年4月1日～令和7年3月31日に借入申込書を受理するものに適用します。)

# 神奈川県

## ○：不足地域

- 新設の場合、融資対象となります。
- 増改築の場合、「甲種増改築資金」として融資対象となります。

## ×：充足地域

- 新設の場合、原則として融資対象になりません。
- 増改築の場合、「乙種増改築資金」として融資対象となります。
- ※ 「在宅療養支援（歯科）診療所」及び「かかりつけ医機能を有する診療所」の新築資金については、診療所充足地域においてもご融資の対象となります。
- ※ 医師少数区域等における医療体制のために必要な業務を行ったとして認定を受けた医師による新築資金については、診療所充足地域においてもご融資の対象となります。

(詳細は、「ご融資の種類」ページをご参照ください。)

市区町村名	一般診療所 過不足	歯科診療所 過不足
横浜市	○	×
川崎市	○	×
相模原市	○	×
横須賀市	○	×
平塚市	○	×
鎌倉市	×	×
藤沢市	○	×
小田原市	○	×
茅ヶ崎市	○	×
逗子市	×	×
三浦市	○	×
秦野市	○	×
厚木市	○	○
大和市	○	×
伊勢原市	○	×
海老名市	○	○
座間市	○	×
南足柄市	○	○
綾瀬市	○	○
葉山町	○	×
寒川町	○	○
大磯町	○	×
二宮町	○	×
中井町	○	○
大井町	○	○
松田町	○	○
山北町	○	○
開成町	○	×
箱根町	○	○
真鶴町	○	○
湯河原町	○	×
愛川町	○	○
清川村	○	○